

ネイチャーポジティブ推進事業実施業務  
仕様書

令和8年2月

真庭市

## 1. 要旨

本仕様書は、真庭市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する「ネイチャーポジティブ推進事業実施業務」（以下「本業務」という。）について、適用の概要を示すものであり、業務の遂行上当然必要と認められるものについては、この仕様書に記載のない事項であっても、乙の責任において実施するものとする。

## 2. 業務の目的

真庭市では、未利用木材の資源化や生ごみの資源化に取り組むなど、地域内の資源を循環させ、経済活動と環境負荷の低減に取り組む「回る経済」の推進に取り組んでいる。GREENable やシェアオフィス蒜山ひとときでは「自然共生」をキーワードに、自然を利用して保全するアプローチの多角化に取り組んできた。またこういった活動は、近年では「TNFD」による情報開示や、「ネイチャーポジティブ」など、新たな社会的な指標が構築されている。

本事業では、これまでの真庭の取組をより一層加速させるため、「ネイチャーポジティブ」を一つの大きな指標として、蒜山を中心に新たな「自然共生（自然の利用と保全）」を構築するとともに、真庭ならではの「ネイチャーポジティブ」を確立することで、真庭らしい「回る経済」の推進を加速させることとする。

## 3. 履行場所

真庭市蒜山ほか

## 4. 履行期限

契約締結日から令和9年3月5日までとする。

## 5. 業務の実施

- (1) 乙は、業務の実施にあたり、関係法令及び条例を遵守すること。
- (2) 乙は、業務の実施にあたり甲と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置のもとで進めること。
- (3) 乙は、業務の実施にあたり、業務に関連する最新の情報の収集と、業務への反映に務めることとし、実効性の高い具体的提案を行うこと。
- (4) 乙は、業務の進捗について、甲に対して定期的に報告を行うこと。

- (5) 乙は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (6) 乙は、本委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (7) 乙は、本業務の一部を第三者に再委託するときは、予め甲に書面により報告し甲の承認を得ること。
- (8) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに甲と協議を行い、指示を仰ぐこと。

## 6. 提出書類

本業務の着手にあたり、乙は下記の資料を甲に提出し、承認を受けるものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務工程表
- (3) 選任届

## 7. 主任技術者等

本業務の実施にあたり、次に指定する主任技術者が業務の遂行にあたること。

- (1) 主任技術者及び事業責任者は、行政関連事業のプロデュース経験や、事業開発等の実績を有していること。
- (2) 主任技術者及び事業責任者は、サテライトオフィスやコワーキングスペース等の施設管理及び運営業務の実績を有していること。

## 8. 資料管理

本業務において甲から貸与される資料等について、乙は資料等の重要性を認識し、資料等の破損、滅失及び盗難等事故のないように取り扱い、使用後はすみやかに返却するものとする。

## 9. 成果品検査

乙は本業務の完了後、甲の検査を受けるものとし、甲から本業務に適合しないものとして修正の指示のあった場合には、速やかに修正を行うものとする。

## 10. 完了時提出書類

本業務の作業が終了した場合は、乙は下記の書類を甲に提出するものとする。

- (1) 業務完成届
- (2) 請求書

### 1 1. 成果品の管理及び帰属について

本業務の成果品は、全て甲の管理及び帰属とし、乙が成果品を第三者に公表または貸与してはならない。

### 1 2. 業務内容等

- (1) ネイチャーポジティブ宣言のサポート  
当該年度内におけるネイチャーポジティブ宣言を実施するにあたり、過去の事例収集や関係各所へのヒアリングを行い、甲の宣言をサポートする。
- (2) 真庭及び蒜山らしいネイチャーポジティブを表現する取組を行い、ネイチャーポジティブ宣言の推進を行う。具体的には以下を想定しているが、提案内容を加味しながら具体案のブラッシュアップを行う。
  - ①HIRUZEN NATURE WEEK の企画・運営
  - ②地域資源発掘プログラムの企画・運営
  - ③プログラムにて創出されたプロジェクトの伴走支援
  - ④施設運営及び管理についてのアドバイス
- (3) 真庭及び蒜山らしいネイチャーポジティブ指標の確立  
現在、ネイチャーポジティブにおける成果指標としては「カーボン・オフセット」が一般的であるが、生物多様性に対するアプローチは多様化していく必要がある。そのため、真庭及び蒜山で数値化及び可視化が可能なコンテンツを調査・研究し、新たな指標を確立する。
- (4) 成果報告書  
成果報告書は任意の様式で作成し、データにて納品とする。

### 1 3. 成果品

項目	成果物	提出時期 (予定)
(1) 実施報告書	データ納品	令和9年3月 5日
(2) その他甲の指示したもの		随時

#### 14. 留意事項

本業務は、令和8年度真庭市議会第1回定例会の議決前であるため、内容の変更もしくは中止となる場合がある。その場合は市と提案者の双方の協議により内容の変更又は契約を行わない場合がある。

契約を締結する場合は、令和8年度4月1日以降とする。